

相談無料  
秘密厳守

# お近くの相談窓口

身のまわりの世話をしている家族や知り合い、  
福祉施設の人、職場の人から受ける虐待についての相談・通報 (令和6年4月現在)

名称	電話	名称	電話
広島市 障害者虐待防止センター	082-542-5300 (24時間)	東広島市 障がい者虐待防止センター (障がい福祉課)	082-493-6071 ※082-422-2111
呉市 障害者虐待防止センター	0823-25-3107 (24時間)	東広島市 障がい者虐待防止センター 基幹障がい者相談支援センター(はあとふる)	082-493-6073
竹原市 障害者虐待防止センター	0846-24-6007 (24時間)	安芸高田市 障害者虐待防止センター (障害者基幹相談支援センター内)	0826-47-1083 (24時間)
三原市 保健福祉部障害者福祉課	0848-67-6167 (24時間)	江田島市 福祉保健部社会福祉課社会福祉係	0823-43-1638
尾道市 障害者虐待防止センター (尾道センター)	0848-38-9124 ※0848-38-9111	江田島市 障害者相談支援事業所ばすてる	0823-27-8899
	0845-26-6209 ※0845-22-1311	府中町 福祉保健部福祉課	082-286-3161
福山市 障がい者虐待防止センター (基幹相談支援センター)	084-928-1354 (24時間)	海田町 社会福祉課	082-823-9207 ※082-822-2121
府中市 健康福祉部福祉課地域福祉係	0847-44-9149 ※0847-44-9099	熊野町 健康福祉部社会福祉課	082-820-5635
三次市 福祉保健部社会福祉課 障害者福祉係	0824-65-2051 ※0824-62-6111	坂町 民生部民生課	082-820-1505
	0824-65-1131	安芸太田町 健康福祉課社会福祉係	0826-25-0250
庄原市 生活福祉部社会福祉課 障害者福祉係	0824-73-1210 ※0824-73-1111	北広島町 福祉課福祉係	0826-72-7352
大竹市 健康福祉部福祉課障害福祉係	0827-59-2146	大崎上島町 福祉課福祉指導係	0846-62-0301
廿日市市 健康福祉部障害福祉課	0829-30-9128 ※0829-20-0001	世羅町 福祉課障害者支援係	0847-25-0072
		神石高原町 福祉課	0847-89-3335

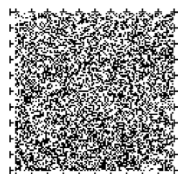
※休日・夜間の電話番号です。  
休日・夜間の受付時間は市町によって異なります。

## 広島県障害者権利擁護センター (社会福祉法人 広島県社会福祉協議会)

TEL (082) 569-5151  
FAX (082) 569-6161  
メール kenri@hiroshima-fukushi.net  
〈受付時間〉

平日(月～金): 8時30分～17時30分まで  
※夜間、土・日・祝日、12月29日～1月3日は  
留守番電話・FAX・メールで受け付けます。

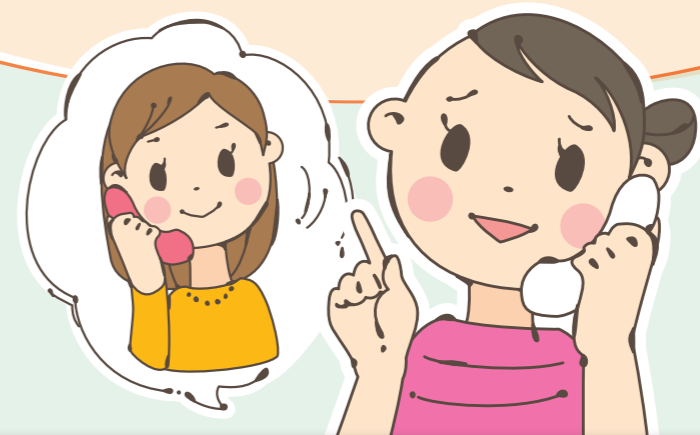
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内



令和6年度

施設・事業所及び  
障害者を雇用する事業主の皆さんへ

障害者虐待をなくそう  
皆さんからの通報が  
障害者を虐待から守ることにつながります



私たちの周りでは、障害者の尊厳を傷つけるさまざまな虐待が発生しています。障害者に対する虐待には、障害者を養護する家族や障害者福祉施設の職員、勤め先の経営者などからの、暴力による身体的な虐待や経済的な虐待など、さまざまなケースがあります。こうした障害者に対する虐待を防ぐため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に基づき、市町障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センターが設置されています。虐待を受けていると思われる障害者を発見した人は、お住まいの市町障害者虐待防止センターなどお近くの相談窓口へ、速やかに知らせてください。

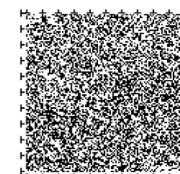
障害者を雇用する事業主は、障害者虐待の防止などのため、次のような措置を講じる必要があります。

- ①労働者への研修の実施
- ②障害者やその家族からの苦情の処理体制の整備

障害者福祉施設の設置者及び障害福祉サービス事業者は、障害者虐待の防止などのため、次のような措置を講じる必要があります。

- ①虐待の防止などのための責任者の配置
- ②障害者やその家族からの苦情の処理体制の整備
- ③従業員への定期的な研修の実施
- ④虐待防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底すること

音声コード  
Uniボイスのアプリ、読み上げ装置を使用すると、音声で紙面の情報を聞くことができます。



広島県障害者権利擁護センター

# こんなことが虐待になります！

## 身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること  
身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを制限すること

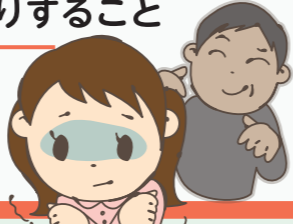
殴る 蹴る つねる 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる  
身体拘束（柱やイス、ベッドに縛りつける） 部屋に閉じ込める  
不要な薬を飲ませる 危険・有害な場所での作業を強いるなど



## 性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること

性交 性器への接触 裸にする キスをする  
わいせつな言葉を使う、言わせる  
わいせつな画像や映像を見せるなど



## 心理的虐待

脅し、侮辱するような言葉や態度で、  
精神的な苦痛を与えること

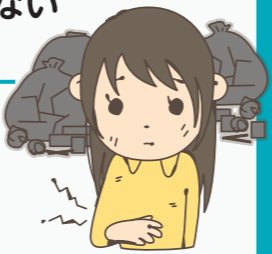
「バカ」「アホ」などの侮辱する言葉を浴びせる  
怒鳴る ののしる 悪口を言う 仲間はずれにする  
子ども扱いする わざと無視するなど



## 放棄・放置 (ネグレクト)

食事や排泄、入浴、洗濯などの世話や介助をしない  
長時間の放置など養護を著しく怠ること

食事や水分を十分に与えない 不潔な住環境で生活させる  
学校へ行かせない 必要な医療や福祉サービスを受けさせない  
同居人、障害者福祉施設などや他の従業者、利用者、  
企業の他の労働者による虐待行為を放置するなど



## 経済的虐待

年金や賃金などを勝手に使ったり、  
本人の同意なしに財産を処分すること

年金や賃金を渡さない  
本人の同意なしに財産や預貯金を使う  
日常生活に必要な金銭を渡さないなど

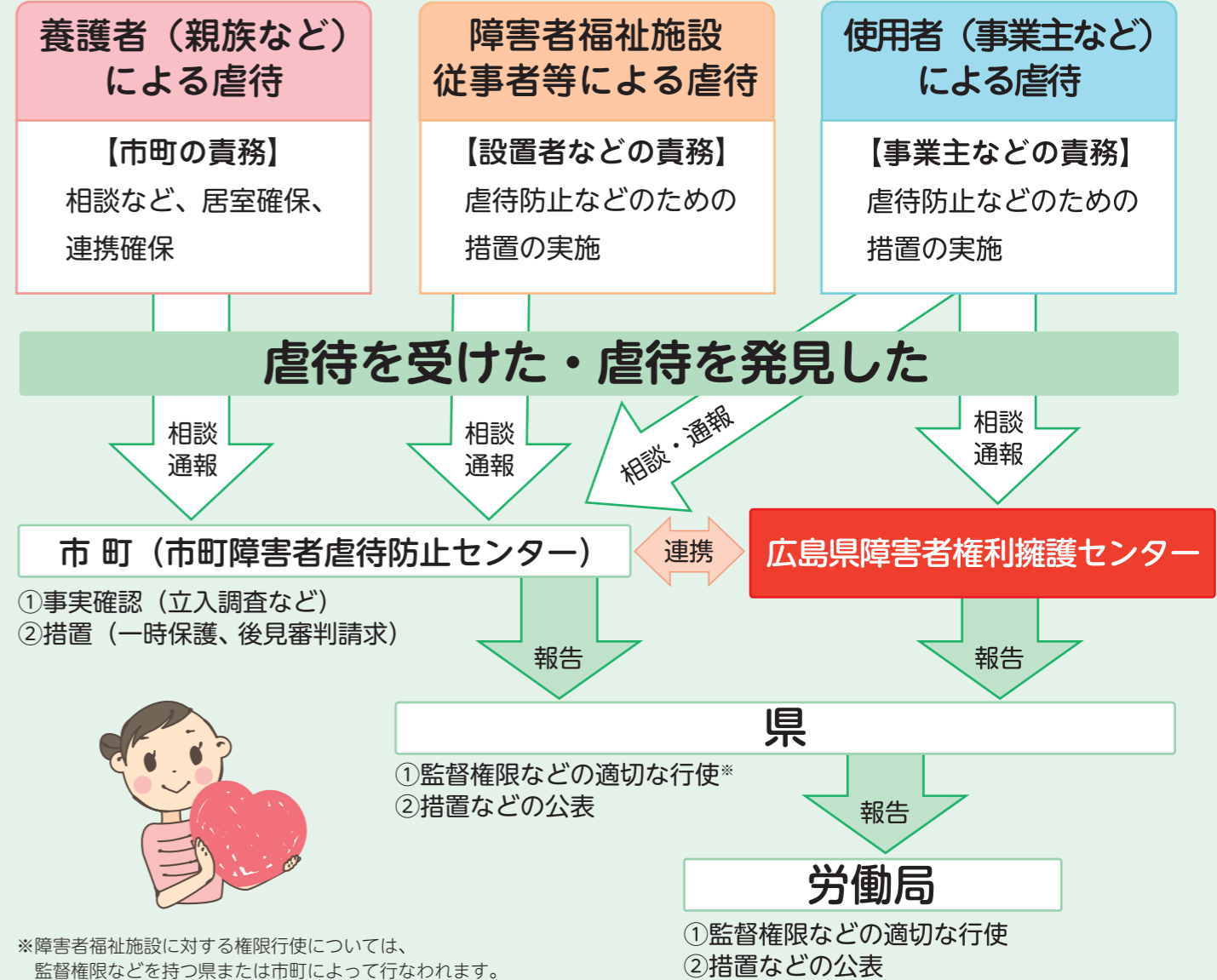


これって虐待かも？ 虐待を発見した！  
と気づいたら

ひとりで悩まないで、  
まずは相談してください！

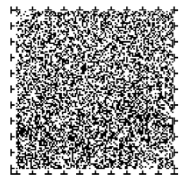


## 障害者虐待防止などの枠組み



## 虐待のサインを見逃さないで

虐待をしている人が、そのことを自覚していなかったり、虐待されていても本人が言えなかったりすることがあります。  
虐待を早期発見するには、**虐待のサイン**を周囲の人が見逃さないことが大切です。  
そのために、地域住民や会社の同僚、障害者福祉施設、医療機関、警察、などによる連携が大切です。



## 通報や相談をした人の秘密は守られます

匿名による  
通報や相談も  
可能です

虐待の通報をした人や相談をした人の情報は慎重に取りあつかわれ、秘密は守られます。  
また、虐待を受けている人と同じ職場や障害者福祉施設で働いている人が通報した場合、通報したことを理由に解雇などをすることは禁じられています。

